

高山村のむらづくり計画(第6次高山村総合計画)の策定について

高山村では、「笑顔で輝く高山村」を村の将来像と定め、平成27年度から第5次高山村総合計画に基づき各種施策に取り組んできました。

第5次高山村総合計画は令和6年度にその期限を迎え、令和7年度から新たに運用する第6次高山村総合計画を策定するため、村民の方のご意見をお聞きしながら進めてまいります。

※総合計画は、中長期的な視点から村の将来について検討し、実現していくために地域や村民の方・事業者・行政が協働し推進するための重要な計画となります。

むらづくりワークショップ(WS)に参画いただける方を募集します!!

村の現状について分析し、今後の村の将来について一緒に考えていただける村民の方を募集します。

●**募集人員** 15名(応募多数の場合は、選定させていただきます)

●**就任期間** 就任の日から令和7年3月31日まで

●**WS内容**

①SWOT分析

高山村を取り巻く環境(暮らし、産業、教育、福祉、防災、社会基盤など)を分析し、強みや弱みなどを把握してとりまとめます。

②基本構想素案作成

高山村の将来をどうしていきたいか、そのために何をしなければならないか、地域や村民の方、事業者、行政の役割なども整理し、素案としてとりまとめます。

●**WS謝礼** 1回につき6,000円(源泉徴収させていただきます)

●**応募資格**

次の要件を満たす方

- ・令和5年11月1日現在、満18歳以上の村民の方
- ・開催するWSに参加できる方(令和5年12月～令和6年4月までに全8回を予定)

第1回：令和5年12月22日(金)

第2回：令和6年1月12日(金)

第3回：令和6年1月26日(金)

※時間は18：30～20：30の2時間程度です。

※第4回以降は組織編成後に調整します。

●**応募期間** 令和5年11月24日(金) 17：00まで

●**応募方法** 高山村役場地域振興課 担当者まで、電話またはメールで申し込んでください。

受付時間：平日8：30～17：15

☎0279-26-7944(担当者：地域振興課 武田)

メール：@vill.takayama.gunma.jp(氏名・年齢・住所をお知らせください)

●**村民アンケートにご協力ください**

現在の総合計画の評価や次期総合計画を策定するための資料となるアンケートを実施します。広報たかやま11月号と併せて区長さんに配布・回収をお願いしましたので、アンケートへのご協力をお願いします。

後期高齢者医療人間ドック受診費助成制度について

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の助成を実施しています。

〈助成制度の概要〉

- **対象者** 群馬県後期高齢者医療被保険者で、本村に住所を有し、保険料等を完納している者
- **助成対象** 人間ドック
- **助成額** 1人 30,000円を限度とする(1人 年度1回のみ助成)
- **申請方法** 住民課窓口で領収書・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
なお、4月～12月受診の方は翌年1月末日までに申請をお願いします。
翌年1月～3月受診の方は、同1月末日までに事前申請をお願いします。
申請期限を過ぎますと、助成対象となりませんので、ご注意ください。
- **受診方法** 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- **医療機関** 人間ドック受託可能な医療機関
- **その他** 村が実施しているご長寿健診(集団健診・個別健診)を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費助成対象にはなりません。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線66)

難病患者の方に見舞金支給

高山村では難病患者の方とそのご家族の福祉の増進を図ることを目的に、見舞金を支給しています。

●見舞金を受給できる方

12月1日現在において患者又は保護者であり、高山村に住民登録されていて、次の各号のいずれかに該当する方

- (1)群馬県が実施する特定医療費(指定難病)の給付を受けている方
- (2)群馬県が実施する小児慢性特定疾病医療の給付を受けている方
- (3)群馬県が実施する先天性血液凝固因子障害医療の給付を受けている方

●受給の申請

見舞金を受給したい方は、保健みらい課に申請書を提出してください。

●支給の決定

見舞金支給申請書を受理し、内容を審査のうえ可否を決定し、申請された方へ通知いたします。支給決定後、速やかに見舞金の支給を行います。

●見舞金の額

年額3万6千円

●申請の期間

令和5年12月1日から令和5年12月15日まで

●保健みらい課窓口にかけていただくもの

- ・各医療の受給者証
- ・振込先になる通帳

※昨年度に支給を受けた方には、ご自宅に申請書をお送りしますので、今年度の申請がございましたら、受給者証を持参のうえ、保健みらい課へ申請してください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 保健みらい課 ☎0279-63-1311

高山村教育委員会 委員の任命

本年9月30日をもって、高山村教育委員会委員の笹川りえ子さんが任期満了により退任され、10月1日付けで、千嶋恵さんが、新委員として任命されました。



〈村ガイドボランティア主催〉 講演会のご案内

●日時 令和5年11月19日(日)

午後2時～3時30分

●受付 午後1時30分から

※事前申し込み不要、当日会場へお越しください。

●会場 役場2階大会議室

●講師 飯森 康広 氏

●演題 「戦国時代の中山地域と城」

《お問い合わせ先》

高山村役場 地域振興課

☎0279・26・7944 (直通)

赤十字活動資金へのご協力ありがとうございました

日本赤十字社高山村分区では、毎年、行政区を通じて日本赤十字社の活動資金(社費)の募集を行っております。

令和5年度は、みなさまのご協力により509,000円集まりました。ご協力に心より感謝申し上げます。

この資金は、国内外の災害救援活動、復興支援

をはじめ、献血事業、救急法等講習会の開催など、様々な人道的活動に役立てられます。

今後とも赤十字活動にご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

日本赤十字社高山村分区(住民課)

高山村エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金について

高山村では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因したエネルギー価格の高騰の影響を受けている村内事業者に対して、企業活動を維持・継続するための緊急支援として給付金を支給します。

●給付対象者

以下のいずれにも該当する個人または法人

1. 法人については、村内に本社、営業所、店舗等を有している中小企業者、個人事業主については、村内に住所を有する者
2. 税務申告を行っていること
3. 令和5年1月1日以前から開業しており、かつ給付金受領後も企業活動を維持、継続する意欲があること

4. 高山村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと
5. 法令及び公序良俗に反していないこと
6. 村税等を滞納していないこと(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く)

●給付金額および必要書類

申請を希望される場合は、下記の必要書類をお持ちの上、高山村役場地域振興課へ提出してください。

申請区分	給付金額	必要書類
個人	交付対象経費から50万円を除いた額の10%又は30万円のいずれか少ない額(上限30万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金申請書 ・令和4年分の確定申告書および収支内訳書の写し(交付対象経費が明確にわかる書類) ・振込先金融機関の通帳の写し
法人	交付対象経費から100万円を除いた金額が300万円以下の場合10%とし、300万円を超えた分については2%とし、その合算額又は100万円のいずれか少ない額(上限100万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金申請書 ・令和4年分の法人税申告書および決算書等の写し(交付対象経費が明確にわかる書類) ・振込先金融機関の通帳の写し

※交付対象経費は、水道光熱費、燃料費の経費の合計となります。

※高山村エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金申請書は役場地域振興課にあります。

※申請期間：令和6年1月31日(水)まで

●その他 農林課で実施する「高山村農業資材等価格高騰対策給付金事業」の給付金を受ける場合は対象外となります。その他、ご不明な点等は下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

「高山村農業資材等価格高騰対策給付金」の申請はお早めに

高山村では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因した原油価格や物価高騰により、農業経費等の高騰の影響を受けている農業者に対して、農業活動を継続するための緊急支援として給付金を支給します。まだ申請をしていない方は、下記をご確認いただき、期日までに高山村役場農林課まで申請をお願いします。

●給付対象者

以下のいずれにも該当する個人または法人

1. 村内に住所(法人にあっては本店または主たる事業所)を有すること
2. 農産物販売等の収益事業を行っていること
3. 税務申告を行っていること
4. 令和5年1月1日以前から開業しており、かつ給付金受領後も農業活動を継続する意欲があること
5. 村税等を滞納していないこと(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く)

●給付金額および必要書類

申請区分	給付金額	必要書類
個人	交付対象経費から50万円を除いた額の20% (上限30万円)	・農業資材等価格高騰対策給付金申請書 ・令和4年分の確定申告書および収支内訳書(農業所得用)の写し ・振込先金融機関の通帳
法人	交付対象経費から100万円を除いた額の30% (上限50万円)	・農業資材等価格高騰対策給付金申請書 ・令和4年分の確定申告書および決算書の写し ・振込先金融機関の通帳

※交付対象経費は、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、修繕費、動力光熱費、作業用衣料費、荷造運賃手数料の経費の合計となります。

※農業資材等価格高騰対策給付金申請書は役場農林課にあります。

●申請期日 令和6年1月31日(水)まで

●その他 地域振興課で実施する「高山村エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金事業」の給付金を受ける場合は対象外となります。

その他、ご不明な点等は下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

献血のお知らせ

いのちを救う愛の献血にご協力ください!

- 期日 令和5年11月21日(火)
- 時間 9:30~12:00
- 場所 高山村役場 大会議室(受付)



※注意点等

- ・本人確認を実施していますので、ご自身を証明できる書類の提示をお願いいたします。
- ・400ml献血にご協力をお願いいたします。
- ・お薬(尿酸値の薬・血圧の薬・コレステロールの薬・アレルギーの薬)を飲んでいても献血可能です。ただし、一部の薬を除くため、献血当日にお薬の名前がわかるものをお持ちいただき、検診医にご相談ください。